

石川県公報

令和2年6月26日

第13317号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示			
○令和2年度地籍調査事業計画の決定	(農業基盤課)	1	○令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告の変更 (建築住宅課) 4
公告			
○県有財産売却入札公告	(管財課)	2	○入札公告 (警察本部) 5
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告	(県民交流課)	4	公安委員会
			○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 6

告 示

石川県告示第219号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、令和2年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和2年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
金 沢 市	夕日寺Ⅰ地区(その2) 夕日寺Ⅰ地区(その3) 夕日寺Ⅲ地区(その1) 夕日寺Ⅲ地区(その2) 過年度実施地区(数値情報化)	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
七 尾 市	小島町大開地地区	〃
小 松 市	符津町地区 安宅町第7・8地区 矢沢町地区	〃
加 賀 市	小塩地区(4工区)	〃
か ほ く 市	長柄町地区 長柄町地区(その2) 二ツ屋地区 二ツ屋地区(その2)	〃
白 山 市	美川南Ⅱ地区 曾谷Ⅱ地区 別宮地区 美川中地区 上吉野Ⅰ地区 木滑地区 鶴来Ⅰ地区	〃
川 北 町	藤蔵地区	〃
津 幡 町	中条南部地区XⅣ	〃

志 賀 町	西増穂地区(V) 西増穂地区(VI) 西浦地区(IV)	〃
中 能 登 町	最勝講II地区 能登部VIII-1地区 一青IV地区	〃

公 告

県有財産売却入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所在地番	財産区分	地目	地積	最低売却価格
1	加賀市山中温泉湯の本町ク32番2、 加賀市山中温泉富士見町オ11番2	土地	宅地	179.58㎡	5,880,000円
2	七尾市本府中町カ40番3	土地	宅地	199.01㎡	5,160,000円
3	七尾市矢田町式四号白土6番36	土地	宅地	168.86㎡	2,000,000円
4	輪島市堀町壱五字2番52	土地	宅地	273.08㎡	1,360,000円
5	珠洲市折戸町レ部8番1	土地	雑種地	273.75㎡	605,000円
6	鳳珠郡能登町字小木ロ字15番4	土地	宅地	162.30㎡	463,000円
7	鳳珠郡能登町字小木ロ字15番5	土地	宅地	162.02㎡	544,000円
8	鳳珠郡能登町字小木ロ字15番9	土地	宅地	161.35㎡	450,000円

2 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	入札日時	入札場所	開札	
1	令和2年7月28日(火)	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎603会議室(6階)	入札後、 即時開札	
2				午前10時30分
3				午後1時30分
4	令和2年7月27日(月)	輪島市三井町洲衛10部11番1 奥能登土木総合事務所分室入札室(1階)		
5				午後3時
6	令和2年7月29日(水)	輪島市三井町洲衛10部11番1 奥能登土木総合事務所分室入札室(1階)		
7				午後1時30分
8				午後3時
			午後4時30分	

3 現地説明の日時及び場所

物件番号	所在地番(現地説明の場所)	現地説明日時	
5	珠洲市折戸町レ部8番1	令和2年7月6日(月)	午後1時30分

上記以外の各物件については、個別に現地説明を実施する。現地説明を希望する者は、希望日の前日までに電話にて申し込むこと。

(1) 申込期間

令和2年6月26日(金)から同年7月15日(水)までの石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 実施期間

令和2年6月29日(月)から同年7月3日(金)まで及び同月7日(火)から同月16日(木)までの県の休日

を除く毎日午前11時から午後4時まで

(3) 申込先

石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。

(3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 入札案内書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和2年6月26日(金)から同年7月16日(木)までの県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

名 称	住 所	電話番号
石川県総務部管財課	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1266
南加賀土木総合事務所 大聖寺土木事務所	加賀市幸町2丁目77	0761-72-0491
中能登土木総合事務所	七尾市本府中町ソ27番9	0767-52-5100
奥能登土木総合事務所	輪島市河井町22部1-1	0768-22-0567
奥能登土木総合事務所分室	輪島市三井町洲衛10部11番1	0768-26-2350
奥能登土木総合事務所 珠洲土木事務所	珠洲市野々江町シの部32番地	0768-82-2165

6 入札参加申込みの方法

(1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県総務部管財課資産活用室まで持参し、又は郵送しなければならない。

(2) 受領期限

令和2年7月16日(木)午後5時(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

7 その他

(1) 入札保証金

入札しようとする金額の100分の5以上

(2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書、その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

最低売却価格(石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格をいう。)以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

- (5) 売買代金の納入
県が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から30日以内）までに納入すること。
- (6) 所有権の移転等
所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。
- (7) その他の事項
詳細は、入札案内書による。
- (8) 問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和2年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
令和2年6月17日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 みどりのこまつスクスク会
- 3 代表者の氏名
室戸 眞吾
- 4 主たる事務所の所在地
小松市こまつの杜1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもから社会人を対象に、主にこまつの杜（石川県小松市こまつの杜1）の里山の維持・運営に伴う環境保全活動並びに、同所里山・記念館での子ども向け健全育成活動に関する事業を行うことにより、社会全体の公益の増進に寄与することを目的とする。

令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の変更公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに委託し、実施する令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験について、次のとおり変更する。

令和2年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

試験場

- 1 二級建築士試験
学科の試験
(変更前) 野々市市扇が丘7番1号
金沢工業大学
(変更後) 金沢市袋島町南193番地
石川県産業展示館3号館
 - 2 木造建築士試験
学科の試験
(変更前) 金沢市角間町
金沢大学
(変更後) 金沢市袋島町南193番地
石川県産業展示館3号館
-

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年6月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名及び数量
三次元レーザー計測図化システム賃貸借 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 借上期間
令和3年1月1日から令和7年12月31日まで
- (4) 設置場所
石川県警察本部が別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和2年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和2年7月8日（水）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和2年7月9日（木）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
令和2年7月10日（金）正午
(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所

令和2年7月10日(金)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る賃貸借料総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第68号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

令和2年6月26日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢中警察署管内の表544の項を次のように改める。

544	市道中村町線10号	金沢市中村町181番1先	白菊町方向から犀川方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:30から9:00まで (土・日曜日、休日を除く。)
-----	-----------	--------------	-----------------	--------------	--------------------------------

別表第11(最高速度の指定)津幡警察署管内の表に次のように加える。

196	町道準幹4号線	河北郡内灘町白帆台2丁目1番地先から 河北郡内灘町字宮坂五字10番19地先まで	約750メートル	毎時40キロメートル	終日	車両
-----	---------	--	----------	------------	----	----